

成人達した若者標的

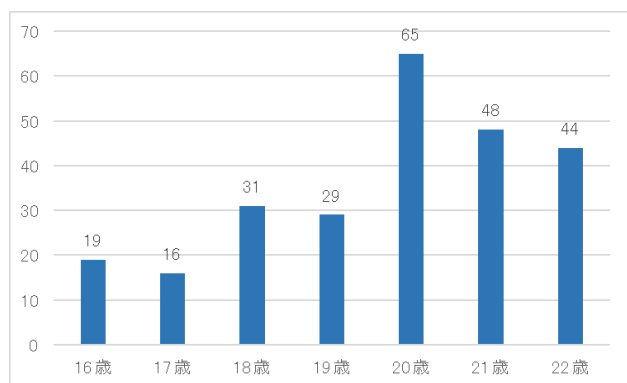
令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成人になったばかりの若者は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま安易に契約を結んでしまうなど、消費者トラブルに巻き込まれることが多くあります。

▼駅前アンケートに答えたところ、無料のエステお試し券をもらった。無料体験を受けたところ、「月にいくらなら払えるか」と聞かれ、「1万円」と答えたところ、話の流れで40万円のエステコースを36回払いで契約してしまった。高額なのでやめたい。(20歳・女性)

▼副業サイトに登録した。動画サイトに投稿すれば稼げるというのでテキストを1万円で購入したところ、オンラインミーティングで、さらに稼げるサポート保障プラン30万円の勧誘をされた。すぐに利益が出るので元が取れると言われた。(20歳・男性)

▼就活アカウントをフォローしてきた人とメールでやりとりをするようになり、「あなたは理論的な思考力が足りない」「将来必ず役に立つ」と言われ、プログラミングスクール50万円の勧誘を受けた。断りきれずにいると、消費者金融で借金して支払う指南を受け、契約をしてしまった。(21歳・女性)

成人になって結んだ契約については、未成年者取り消し権の行使ができなくなります。親権者の同意を得なくても自分の意思でさまざまな契約ができるようになる半面、その契約を簡単に取り消すことはできなくなります。そのため、成人して間もない若者を狙う悪質な業者もいます。トラブルに遭わないためには、契約をする



※県内の消費生活相談窓口寄せられた
16歳～22歳の若者に関連する相談件数

前によく考え、家族や友人に相談するなどして、「簡単にもうかる」などのうまい話はうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。また「お金がない」と言って断っても、消費者金融で借金をさせて契約するよう仕向けられることもあります。必要がなければ「契約はしない」ときっぱり断りましょう。

おかしいと思ったら、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8：30～17：00 土曜日9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや!）

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。